

I 服務の根本原則

○地方公務員法等の厳守

私たち教職員が、県民の信頼を得るため、当然のこととして守るべき原則が、「地方公務員法」「教育公務員特例法」「徳島県の公務員倫理に関する条例」「徳島県立学校規則」「徳島県教育委員会職員服務規則」などにおいて定められています。

知っておくべきこと

「地方公務員法」及び「教育公務員特例法」では、職員の義務及び行為の制限（服務）として、次のように定められています。

① 服務の根本基準（地公法第30条）

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

② 服務の宣誓（地公法第31条）

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第32条）

職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例等の規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

④ 信用失墜行為の禁止（地公法第33条）

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。（公私にわたり適用）

⑤ 秘密を守る義務（地公法第34条）

職員は、職務上知り得た秘密を、在職中はもちろん退職後も漏らしてはならない。

⑥ 職務に専念する義務（地公法第35条）

職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、なすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

⑦ 政治的行為の制限（地公法第36条、教特法第18条）

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくは役員となってはならず、又は構成員となるよう（ならないよう）に勧誘運動をしてはならない。

また、職員は、その職員が属する地方公共団体の区域内において、特定の政党その他の政治団体等を支持（反対）する目的等をもって、公の選挙又は投票において投票するよう（しないよう）に勧誘運動することや署名運動に積極的に関与するなどの政治的行為をしてはならない。（文書、図画の掲示等は全国的に禁止）

公立学校の教育職員については、教特法により、国家公務員の例によるものとされており、国家公務員法第102条及びこれに基づく人事院規則14-7に規定されている政治的行為の制限が適用され、一般の職員と比較して政治的行為の制限の内容が

嚴重であり、且つ、その地域的範囲は全国に及ぶものである。

⑧ 争議行為等の禁止（地公法第37条）

職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為などをしてはならない。

⑨ 営利企業等の従事制限（地公法第38条、教特法第17条）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社の役員等を兼ね、若しくは営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

教育職員については、教育に関する他の職を兼ねることなどが本務の遂行に支障がないと任命権者が認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

※ これらに違反すると、懲戒をはじめとする処分の対象となります。

私たちに求められていること

～コンプライアンス推進の第一歩として～

教職員のサービスの一般的事項は、「徳島県立学校規則」「徳島県教育委員会職員サービス規則」に規定されています。

「当たり前のこととして、これまで省みてこなかったこと」を、敢えて1つ1つ確認することが、コンプライアンス推進の第一歩となります。

関 係 法 令 等

- ・地方公務員法 ・教育公務員特例法 ・徳島県の公務員倫理に関する条例
- ・職員のサービスの宣誓に関する条例 ・徳島県立学校規則
- ・徳島県教育委員会職員サービス規則 ・教職員の懲戒処分の指針 等